

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容	公文書開示請求に対する決定
根拠法令及び条項	<p>新座市情報公開条例第11条第1項及び第2項 (開示請求に対する決定等)</p> <p>第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 略</p>
所管部課係名	総務部総務課情報公開係
<p>審</p> <p>査</p> <p>基</p> <p>準</p>	<p>新座市情報公開条例第7条、第9条及び第10条 (公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人情報情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p>

		<p>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(3) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(4) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</p> <p>イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(公益上の理由による裁量的開示)</p> <p>第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。 (公文書の存否に関する情報)</p> <p>第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p>
	<p>基準 (未設定の場合はその理由)</p>	<p>第7条各号の具体的な基準は、別紙のとおりとする。</p> <p>第9条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示するものである。</p> <p>第10条に規定する公文書の存否に関する情報の具体的な例としては、特定分野等に限定した試験問題の出題予定に関する情報、特定企業に対する検査の予定に関する情報、特定の個人の病歴に関する情報などが考えられる。</p>
	<p>参考事項</p>	
	<p>設定等年月日</p>	<p>平成13年4月1日設定(令和5年4月1日最終変更)</p>

期 標 準 処 理 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 開示請求のあった日の翌日から起算して14日以内 (新座市情報公開条例第12条第1項)
	設定等年月日	平成13年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)

別紙

第7条第1号関係

- ・ 「個人に関する情報・・・であって、・・・特定の個人を識別することができるもの」としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 戸籍・身分に関する情報（氏名、住所、性別、出生地、国籍、本籍など）
- (2) 思想、信条等に関する情報（思想、信条、宗教、主義、支持政党など）
- (3) 経歴に関する情報（学歴、成績、職業、職歴、地位、賞罰など）
- (4) 心身に関する情報（病歴、障がい、身体状況、診療、検査など）
- (5) 家庭生活に関する情報（家族状況、居住状況、趣味、嗜好など）
- (6) 財産・収入状況に関する情報（資産、所得など）
- (7) その他個人に関する情報（各種相談の内容、苦情・要望の内容など）
- (8) 個人識別符号が含まれる情報

なお、「個人」には、死亡した個人も含むものとする。

- ・ 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人識別性がない、又は個人識別性のある情報を除いたとしても、公にすることにより、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報のように本人が精神的な苦痛を受けたり、未発表の研究論文、著作物など財産権等の個人の権利利益が害される情報をいう。

- ・ アについて

- (1) 「法令若しくは条例」とは、法律、政令、府令、省令、その他の命令及び本条例以外で制定されている条例及び条例の委任を受けた規則をいう。
- (2) 「法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により」とは、法令等の規定により、現に何人も容易に入手できる状態に置かれている情報をいう。したがって、固定資産税課税台帳の縦覧のように閲覧を利害関係人に限定したり、住民基本台帳の写しの閲覧のように請求目的が限定されているものは、この規定に該当しない。
- (3) 「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、一般に公にされている、又は公にすることが予定されている情報であり、これを開示しても、一般的に個人のプライバシーを侵害するものではないと認識される情報をいう。具体的には、不動産登記簿に記録されている登記権利者等の情報、出版物に記載された著者の経歴、職員録に記録された職員の氏名、職名などがある。

- ・ イについて

プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である場合には、

本号本文に該当する個人に関する情報であっても開示するものである。

不開示とすることにより保護される個人の利益と開示とすることにより保護される利益との比較衡量に当たっては、それぞれの利益の具体的性格を慎重に検討する必要がある。

・ ウについて

公務員の職務の遂行に係る情報であって、公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分については、本号本文に該当する個人に関する情報であっても開示するものである。

公務員の職務遂行に係る情報には、当該公務員の氏名が含まれるが、公務員の氏名は、職務遂行から離れ、個人を識別する情報としても用いられるものでもあり、この規定をもって開示するというものではなく、アにより開示・不開示の判断をすることとなる。

第7条第2号関係

- ・ 「法人」とは、営利法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人等全ての法人をいう。
「その他の団体」とは、PTA、自治会、商店会、消費者団体等であって、法人格はないが団体としての名称、規約、代表者等の定めがあり、団体としての実体を有しているものをいう。例としては、労働組合法（昭和24年法律第174号）第11条の登記をせず、法人になっていない労働組合などもこれに該当する。
- ・ 「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」は、当然法人格を有するものであるが、その行政活動については、法人等の事業活動と性格を異にすることから、本条第3号で取り扱うこととし、本号の法人等から除かれるものである。
- ・ 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに規定する事業のほか農業、林業等を営む個人をいう。また、「当該事業に関する情報」とは、事業の内容、資産、所得等に関する情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報は、本条第1号で取り扱う。
- ・ 「公にすることにより」とは、当該情報を請求者に開示した場合のみならず、当該情報が広く一般に知られることとなった場合も意味する。
- ・ 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等が事業活動を行う上での正当な利益が害されることが客観的、合理的に証明されるものをいい、その判断は個別具体的な事案ごとに行われるが、次のようなものが考えられる。
 - (1) 原材料の種類・使用量、新製品の開発状況、機械設備の利用技術等の技術上のノウハウといった生産・技術上の秘密に関する情報
 - (2) 販売高、取引先、販売方法、営業・販売活動の計画・方針といった営業・販売活動

上の秘密に関する情報

(3) 債務の内容、経営状態等の信用に関する情報

(4) 経理・人事等に関する情報

- ・ 「公にしないとの条件で任意に提供された」情報については、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護するが、不開示の条件が付されていることを理由に全て不開示とするのではなく、当該条件を付することが合理的と認められる場合に限り不開示として保護する。
- ・ 法人等又は事業を営む個人の利益を損なうおそれのない情報としては、次のようなものが考えられる。
 - (1) 法令等の定めにより何人でも閲覧することができるようにされている情報
 - (2) 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
 - (3) 統計的処理がされていて、特定の法人等又は事業を営む個人が識別されない情報
- ・ ただし書は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である場合には、開示するものとする旨の規定である。具体的には、公害、薬害、食品による危害等に係る情報で、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止し、発生している危害を排除し、若しくは拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために開示することが必要と認められるものをいう。

第7条第3号関係

- ・ 「市の機関」とは、地方自治法上の執行機関や議決機関及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関も含まれる。
- ・ 「市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人のそれぞれの内部のほか、市と国、市と独立行政法人等、市と他の地方公共団体、市と地方独立行政法人、国と独立行政法人等、国と他の地方公共団体、国と地方独立行政法人、独立行政法人等と他の地方公共団体、独立行政法人等と地方独立行政法人及び他の地方公共団体と地方独立行政法人の相互間並びに独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の相互間をいう。
- ・ 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、審議、検討又は協議に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報のほか、これらに関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。
- ・ 「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を開示することによる利益と不開示とすることの利益を比較衡量し、公にすることの公

益性を考慮してもなお、不開示とすることに合理性が認められる場合に限り、不開示とするものである。

第7条第4号関係

- ・ 本号アからキまでは、「市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業」のうち、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある典型的なものを例示したものである。したがって、ここに列挙されたもの以外の事務又は事業についても、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があれば、不開示とするものである。
- ・ 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業に内在する性格に照らして保護する必要がある場合にのみ不開示とすることができることとするものである。また「当該事務又は事業」には、同種の手務又は事業が反復される場合の将来の手務又は事業も含まれる。
- ・ 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と不開示とすることの利益を比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、不開示とすることに合理性が認められる場合に限り、不開示とするものである。この場合、「支障を及ぼすおそれ」とは、単に抽象的な可能性があるだけでは足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。
- ・ アの「おそれ」とは、国土、国民及び統治体制が平和な状態に保たれていることを害するおそれや、他国との間で相互の合意事項について非公開の取り決めをしているような情報を開示することによる信頼関係が損なわれるおそれ等をいう。
- ・ イの「おそれ」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査のような刑事法の執行を中心としたものの執行に支障を及ぼすおそれや、刑の執行自体ではないが、それと密接に関連する保護観察、勾留・保護処分、観察措置等の執行に支障を及ぼすおそれ等をいう。
- ・ ウの「おそれ」とは、監査、検査、取締りの計画（日時、項目、方法、場所等）、不利益処分に関する公にできない審査基準、実施前の試験問題、採点基準などのように、事前に公にすることにより事実が隠蔽されたり、正確な判定ができなくなったり、違法、不当行為をやりやすくするおそれ等をいう。
- ・ エの「おそれ」とは、用地買収計画（土地の所在、交渉の相手方、交渉方針、買収予定額等）、争訟の処理方針などのように、事前に公にすることにより、経費の増大や実施時期の遅延が生じたり、市の権利行使が損なわれるおそれ等をいう。
- ・ オの「おそれ」とは、調査研究に係る計画のように、事前に公にすることにより、当

該調査が妨害されたり、事実が隠蔽されたりするおそれ等をいう。

- ・ カの「おそれ」とは、任免、勤務評定、懲戒処分等に関する情報のように、公にすることにより、人事行政の公正性が失われたり、市の職員又は職員相互間の信頼関係が損なわれたりするおそれ等をいう。
- ・ キの「おそれ」とは、独立行政法人等、地方公共企業又は地方独立行政法人に関し、企業経営という事業の性質上の正当な利益を害するおそれ等をいう。